

林地開発許可制度

森林の土地の開発を「許可制」として、
森林が有する役割を維持しながら、秩序ある土地利用を確保する制度（森林法第10条の2）

地域森林計画の対象となっている私有林において
1 haを超える規模で開発行為をしようとする者

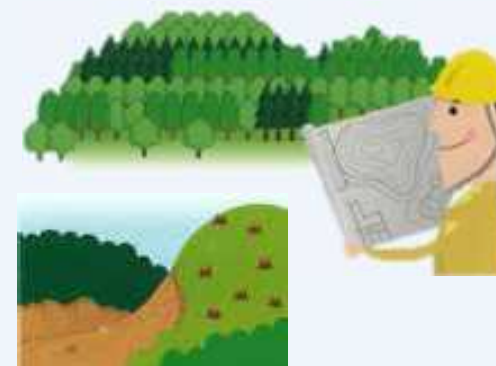
- ・国、地方公共団体が行う場合などは許可不要（別途手続が必要）
- ・保安林は対象外

許可申請

知事

「許可基準」：開発によって森林が有する4つの機能を阻害しないこと

- **災害の防止** 周辺に土砂の流出や崩壊、災害を発生させるおそれがないか
- **水害の防止** 下流域に水害を発生させるおそれがないか
- **水の確保** 水の確保に支障を来すおそれがないか
- **環境の保全** 周辺の環境や景観を悪化させるおそれがないか



「許可基準」を満たす場合

許可

許可後も状況をチェックし
森林の土地の適切な利用を確保

無許可開発など違反
（森林法第206条）

- 懲役（3年以下）
- 罰金（300万円以下）

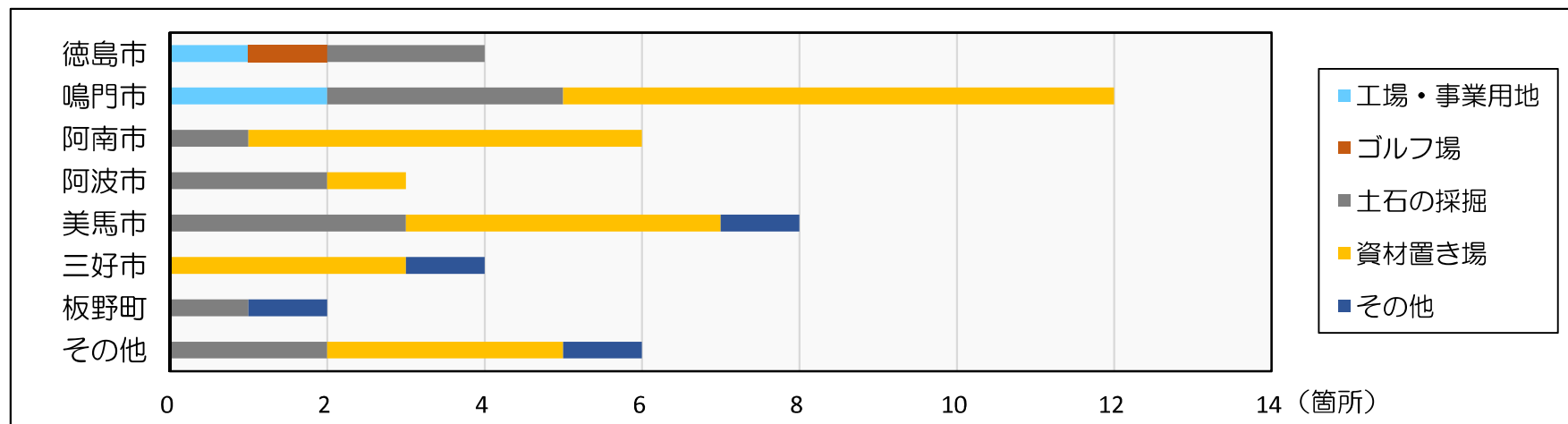
【林地開発許可状況】

1 開発行為の目的別

単位 箇所：件、面積：ha

開発行為の目的	計		継 続		新 規 (R元.12月以降)		摘 要
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
工場・事業用地の造成	3	20	3	20			
うち再生可能エネ関連施設	(2)	(8)	(2)	(8)			太陽光発電
ゴルフ場の設置	1	41	1	41			(休止)
土石の採掘	14	210	14	210			
資材置場の造成	23	108	22	106	1	2	
その他	4	20	4	20			残土処理場2 産業廃棄物処分場2
計	45	399	44	397	1	2	

2 行為所在市町村別



(「その他」は、吉野川市、神山町、上勝町、那賀町、美波町及び海陽町で各1箇所)

3 許可の状況（令和元年12月1日から令和2年11月30日まで）

(1) 新規許可

開発箇所	申請者（所在）	開発行為の目的	開発面積 (ha)	新規許可 年月日	行為期間		摘 要
					始期	終期	
三好市山城町下川	(株)明和クリーン (三好市)	資材置場の造成	2.3269	R2.6.8	R2.6.3	R5.5.31	

(2) 変更許可

開発箇所	申請者（所在）	開発行為の目的	開発面積 (ha)	変更許可 年月日	行為期間		摘 要
					始期	終期	
美馬市脇町字東俣名	福井興業(株) (香川県高松市)	土石の採取	12.4279	R2.2.25	S58.2.27	R5.2.26	期間延長
鳴門市大麻町板東	松浦開発興業(株) (板野郡)	土石の採取	21.6675	R2.3.27	S49.10.31	R7.3.28	期間延長
鳴門市大麻町大谷	(有)菊水物産 (鳴門市)	資材置場の造成	9.8200	R2.3.27	H6.6.14	R5.3.29	期間延長
阿南市畷町亀崎	西野建設(株) (阿南市)	資材置場の造成	3.9408	R2.6.23	H21.6.25	R5.6.24	期間延長
鳴門市北灘町大浦	朝日土木(株) (大阪府大阪市)	土石の採取	16.9193	R2.6.26	H10.8.27	R3.12.26	期間延長
美馬市脇町字西俣名	多和砕石工業(株) (香川県さぬき市)	土石の採取	2.8502	R2.9.17	H16.9.1	R3.8.31	工種（排水施設）の変更
鳴門市撫養町木津	鳴門マテリアル(株) (鳴門市)	岩石の採取 資材置場の造成	20.1281	R2.9.18	S55.1.12	R5.8.17	面積の減 期間延長
板野郡板野町大坂	松浦開発興業(株) (板野郡)	土石の採取	23.6972	R2.9.30	S58.4.1	R7.9.30	期間延長
徳島市飯谷町枇杷ノ久保	旭鉱石(株) (徳島市)	岩石の採取 資材置場の造成	12.4632	R2.10.2	H5.1.25	R7.7.31	面積の増 期間延長
阿波市阿波町東長峰	(株)佐野産業 (美馬市)	土石の採取	1.2718	R2.10.30	H28.1.21	R6.1.20	期間延長
美馬市脇町字上スス木	(株)司重機建設運輸 (美馬市)	土砂の埋立	7.1180	R2.11.24	S54.11.7	R5.12.11	期間延長

(3) 完了

開発箇所	申請者（所在）	開発行為の目的	開発面積 (ha)	着手 年月日	完了 年月日	摘 要
板野郡板野町川端	長谷川茂樹 (徳島市)	事業用地の造成 (牛舎の建設)	2.1397	H26.3.28	R2.5.29	R2.6.8確認調査